

質問書に対する回答

(件名) 長野自動車道 一本松トンネル補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 29/121 標準工程	計測工計画図(1)数量表(変状区間1-2)において、A1工区の路面変位測定および内空変位測定の期間は1月とされております。一方、標準工程ではA1工区の覆工受台工掘削開始(令和4年5月31日)～インパートコンクリート養生完了(令和4年7月4日)の期間が1月を越えます。計測期間には、覆工受台工の施工期間は含まないと考えて宜しいでしょうか。	A1工区の路面変位測定および内空変位測定期間の1箇月とは、覆工受け台工の施工期間とインパート掘削開始からインパートコンクリート養生完了までの期間を計上しております。なお、覆工受け台の埋戻し完了からインパート掘削開始までの期間は計上しておりません。 計測期間は、設計図書に示す設計数量でお考えください。
2	設計図 29/121、60/121	(参考)施工手順図(1)変更区間1-2(A1工区)STEP3において、(3)覆工受け台工(全線)、図面右下に※全線はSP76～SP87を示す、と記述があります。一方、計測工計画図(1)において、A1工区の計測は、SP76～SP78の範囲であり、全線を対象としておりません。覆工受け台工を施工する際は、計測工は実施しないと考えて宜しいでしょうか。	計測期間については、No. 1の回答に基づきお考えください。
3	R2.04.25質問に対する回答書⑨	R2.04.25質問に対する回答書⑨No. 12において、計測工Bの数量に関して、「設計数量及び見積り単価の考え方については、No. 4的回答に基づきお考えください。」とされ、No. 4的回答で「設計数量の増減については、契約締結後の施工においては、設計変更の規定に基づき行います。設計図書に示す設計数量に基づき、費用を計上して下さい。」と回答されています。例えば、A1工区の計測期間は設計で1ヶ月とされてますが、提案工程で2ヶ月とした場合は、数量の増減は設計変更の対象になると考えて、A1工区の計測に掛かる材料費は、2ヶ月分を1ヶ月分に割り返した、1/2の材料費を見積り単価に計上すれば宜しいでしょうか。	設計図書に示す設計数量でお考えください。具体的な積算の内容については、お答えできません。